

第2次阿蘇市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成26年7月

熊本県阿蘇市

目 次

第1章 基本的事項	3
1. 計画目的	3
2. 基準年度・計画期間・目標年度	3
3. 対象範囲	3
4. 対象とする温室効果ガス	4
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	5
1. 本市における温室効果ガスの排出等の現況	5
2. 基準年度の二酸化炭素排出量	6
3. 要因別の排出状況	6
4. 削減目標	7
第3章 具体的な取組	8
1. 施設設備の改善等	8
2. 物品購入等	8
3. その他の取組み	8
4. 循環型社会の形成の取組み	10
第4章 計画の推進体制と点検・公表	11
1. 推進体制	11
(1) 推進本部	11
(2) 実行委員会の構成と役割	11
2. 点検・評価	11
3. 進捗状況の公表	11

—はじめに—

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は産業活動等により人為的に排出されている二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかになっています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するためには、温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」への移行が求められています。

地球温暖化防止に関する対策としては、平成 9 年に開催された地球温暖化防止京都会議において温室効果ガス削減義務を具体的に定めた「京都議定書」が採択され、平成 17 年 2 月に発効されました。日本は、平成 20 年から平成 24 年の第一約束期間に平成 2 年比 6% の温室効果ガス削減目標を義務づけられましたが、第一約束期間(平成 20 年～平成 24 年)は終了し、平成 25 年(2013 年)以降は、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP16)のカンクン合意に基づき、平成 32 年(2020 年)までの削減目標として、平成 17 年度比 3.8%削減^{*1}を気候変動枠組条約事務局に提出し、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

また、新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針として、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、当該計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図る方向としています。(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定「当面の地球温暖化対策に関する方針」)

このような状況を踏まえ、本市においても地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として、「地球温暖化防止実行計画」(以下、「第 1 次実行計画」という。)を平成 21 年(2009 年)3 月に策定しましたが、計画期間が終了することから、今回新たに「第 2 次阿蘇市地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

^{*1} 平成 25 年 11 月、政府は、平成 32 年(2020 年)の温室効果ガス削減目標として、平成 17 年度比 3.8%削減(以下「新目標」という。)を気候変動枠組条約事務局に提出しました。この新目標は、原子力発電の活用のあり方を含むエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を策定することとしています。

第1章 基本的事項

1. 計画目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。本市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

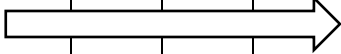
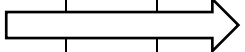
この計画は、基準年度*2を平成25年度とし、計画期間を平成26年度～平成30年度までの5年間とします。

目標年度については、平成30年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、国の確定的な目標の設定、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

*2 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、設定する年度をいう。

図1 計画期間

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第一次計画	基準年度	策定年度					目標年度					
第二次計画							基準年度	策定年度				目標年度

3. 対象範囲

第1次計画では、対象施設を7施設としていましたが、今回の計画見直しに伴い本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

表 1 対象施設一覧

【総務部】

本庁舎	内牧支所
波野支所	阿蘇山上事務所

【市民部】

保健センター（３）	阿蘇医療センター
波野診療所	保育園（４）
阿蘇市子育て支援センター	カルデラＡＳＯ
コミュニティーセンター	

【経済部】

阿蘇市温泉センター 夢の湯	農村婦人の家やまびこ
---------------	------------

【土木部】

水道関係施設	下水道関係施設
--------	---------

【教育部】

小学校（９）	中学校（３）
給食センター（３）	図書館（２）
阿蘇世界文化遺産推進室	公民館（６）
その他施設	

４． 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる６種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 本市における温室効果ガスの排出等の現況

表 2 年間エネルギー使用量（第1次計画対象の7施設分）

	H19 基準年度	H21	H22	H23	H24	H25
電 気(kwh)	2,686,850	2,618,337	2,627,229	2,376,818	2,220,633	2,248,089
対基準年度比		△2.55%	△2.22%	△11.54%	△17.35%	△16.33%
LPGガス(m³)	3,746	3,503	3,050	2,521	1,070	342
対基準年度比		△6.49%	△18.58%	△32.70%	△71.44%	△90.87%
灯 油(ℓ)	70,074	65,378	65,731	59,556	61,648	61,225
対基準年度比		△6.70%	△6.20%	△15.01%	△12.02%	△12.63%
ガソリン(ℓ)	61,945	53,962	52,645	61,986	53,678	56,579
対基準年度比		△12.89%	△15.01%	0.07%	△13.35%	△8.66%
軽 油(ℓ)	8,297	6,215	3,440	6,611	7,613	7,142
対基準年度比		△25.09%	△58.54%	△20.32%	△8.24%	△13.92%

表 3 二酸化炭素排出量推移（第1次計画対象の7施設分）

排出量：t-CO₂

	H19 基準年度	H21	H22	H23	H24	H25
電 気	1,039.81	979.06	982.40	915.07	1,165.83	1,375.83
LPGガス	22.51	31.55	27.47	15.05	6.39	2.04
灯 油	174.61	162.76	163.64	148.26	153.47	152.42
ガソリン	143.95	125.27	122.21	143.91	124.63	131.36
軽 油	21.75	16.27	9.01	17.50	20.15	18.46
合 計	1402.63	1314.91	1304.72	1239.79	1470.47	1,680.11
対前年比			△0.77%	△4.98%	18.61%	14.26%
対基準年度比		△6.25%	△6.98%	△11.61%	4.84%	19.78%

表 2、表 3で示すとおり平成 23 年度実績までは目標値を大きく超えて削減できています。平成 24 年度以降では、エネルギー使用量としては水害により休止となった施設があることや職員の温暖化に対する意識の向上もあり基準年度と比較すると削減されておりますが、平成 23 年（2011 年）の震災、原発事故の影響による火力発電への転換により、電気使用による二酸化炭素排出量が大きく増加したことで、目標達成に至っていません。

2. 基準年度の二酸化炭素排出量

本市の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、5,506t-CO₂(表 4)です。

表 4 (第2次計画対象の45施設分)

平成25年度(基準年度)における温室効果ガスの総排出量の実態		
	年間使用量	排出量(t-CO ₂)
電 気	6,907,470kwh	4,227.37
灯 油	260,575 ㍓	648.70
ガ ソ リ ン	63,651 ㍓	147.78
重 油	105,660 ㍓	286.30
軽 油	48,543 ㍓	125.48
L P G ガ ス	11,859 m ³	70.77
総 排 出 量		5,506.40

3. 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別(図 2)に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の77%を占め、次いで灯油の使用が12%、重油の使用が5%、ガソリンの使用が3%、軽油の使用が2%、ガスの使用が1%となっています。

また、施設ごとの二酸化炭素排出状況(図 3)としては、水道事業施設が全体の31%を占め、教育施設が22%、病院施設が16%、本庁舎10%、下水道施設7%、温泉施設5%、保健施設5%、保育園、その他施設が2%となっています。

図 2 平成25年度 要因別二酸化炭素排出状況

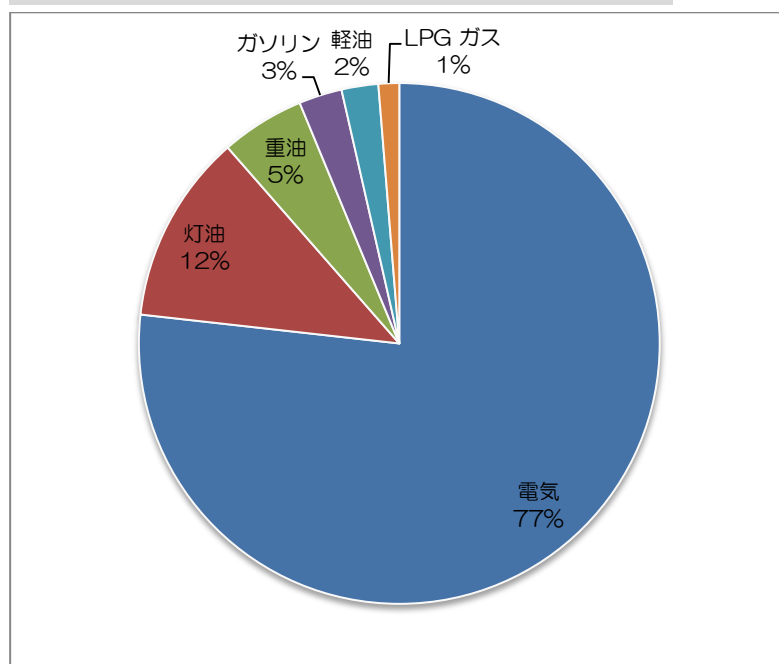
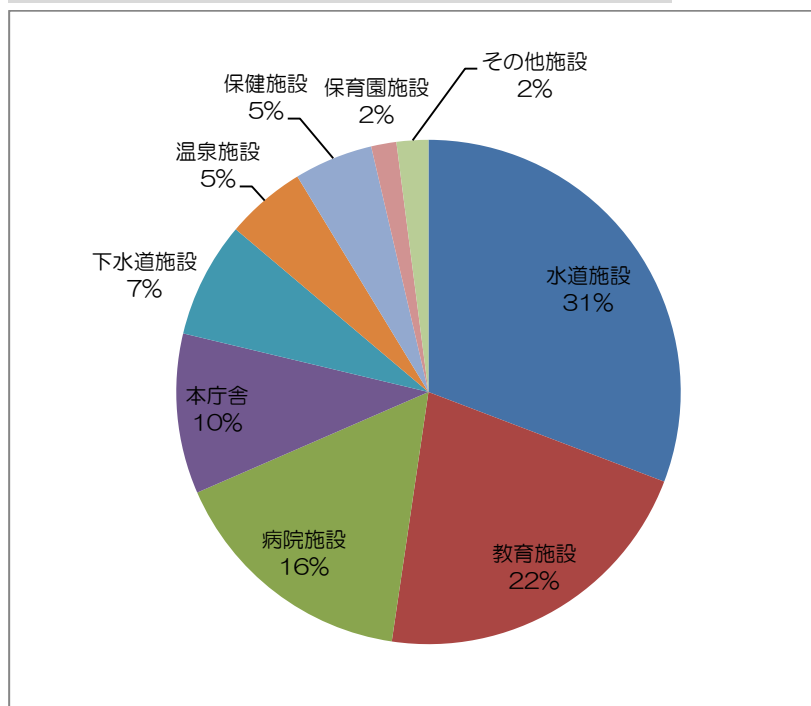


図 3 平成25年度 施設別二酸化炭素排出状況



4. 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。また、計画期間内において国や県の確定的な目標が設定され、目標値の変更が必要な場合は随時目標値を見直します。

区 分	基準年度排出量 平成 25 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 30 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	5,506t-CO ₂	5%	5,231-CO ₂

第3章 具体的な取組

温室効果ガス排出量の抑制を図るため、全庁的な取組みを講じるとともに、施設を所管する課において、低炭素化に向けた設備の導入や改善等に努めます。

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努めます。
- ・断熱性能に優れた複層ガラスの導入や自然採光を活用した省エネルギー型設計の採用により、建築物の省エネルギー化を進めます。
- ・省エネルギー型機器の導入や、高効率照明への買い換えを順次行います。(節電・節水器具の導入・照明のLED化等)
- ・新エネルギー(太陽光発電などの自然エネルギーなど)の有効利用、導入を促進します。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、低公害車(ハイブリットカー等)の導入を図ります。

2. 物品購入等

- ・電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入します。特に、OA機器(コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ)は国際エネルギースターマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品の調達に努めます。
- ・回収システムの確立している製品の購入に努めます。
- ・詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入します。

3. その他の取組み

① 電気使用量の削減

- ・業務上やむを得ない場合を除き、始業前、昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・晴天時などの場合で、廊下や窓側において十分な照明が得られる場合は消灯します。

- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・省電力モードやパソコンの自動電源切断機能を活用します。
- ・待機時に電力を多く消費する機器については、1 時間以上使用しない場合はコンセントからプラグを抜くなど待機電力消費の削減を図ります。
- ・庁舎冷房温度は 28℃以上、暖房温度は 20℃以下に設定し、空調設備の運転時間の短縮を心がけます。
- ・ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行います。
- ・冷暖房中の窓・出入口の開放禁止を徹底します。
- ・エアコンのフィルターの清掃を 1～2 回/月実施します。
- ・電気ポットとコーヒーマーカーの使用を抑制し、マイボトル等の利用に努めます。

② 燃料使用量の削減

- ・急発進や急加速をしないよう心がけ、経済的な速度で運転します。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

③ ゴミの減量、リサイクル

- ・庁舎内等の発生するごみ（紙類や容器等）の分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・クリップ類、輪ゴム等については、回収ボックスを設置し積極的に再利用します。
- ・使用済みの封筒、ファイル、フォルダー等は再利用します。
- ・コピー機やプリンターの使用済みトナー及びインクカートリッジの業者回収を徹底します。
- ・新聞紙、段ボール、雑誌等の再資源化を図ります。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ・マイバッグ運動をはじめとしたレジ袋削減の啓発・推進に努めます。
- ・市民の燃やすごみの排出抑制のため、生ごみ処理機器導入費の一部を助成します。

④ 用紙類

- ・パソコンで見られる情報の不要なプリントアウトは控えます。
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・不要紙の裏面利用(内部資料)の徹底をします。
- ・同じ資料は、共用ファイルを作成します。
- ・ファイリングシステムを推進します。
- ・会議では、できるだけ封筒を配布しないこととします。
- ・ファクシミリは送付書を省略し、送受信者等は余白部分を利用するように努めます。
- ・ポスター、カレンダーの裏面利用を徹底します。

⑤ 水道

- ・水道使用時には、こまめに水を止めるなど、日常的な節水に努めます。
- ・トイレ使用等における節水を徹底します。
- ・日頃から水漏れの点検を行います。

⑥ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。

4. 循環型社会の形成の取組み

- ・バイオマス資源を有効活用した地域資源利活用システムの導入に努めます。
- ・廃棄物の燃料化や堆肥化の導入に努めます。
- ・森林の保全活動を図ります。
- ・環境保全型農林業の導入に努めます。

第4章 計画の推進体制と点検・公表

1. 推進体制

本市における実行計画の推進並びに達成状況の評価及び点検を行う組織として阿蘇市地球温暖化対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し推進を図ります。

(1) 推進本部

- ・市長・副市長・教育長・各部長をもって構成されます。
- ・削減目標の達成状況、取組み内容の等を総合的に実行計画の推進・進行管理を行います。

(2) 実行委員会の構成と役割

推進本部の所掌事務を遂行するために、推進本部に阿蘇市地球温暖化対策実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を設置します。

- ・「実行委員会」の委員は、各部の課長補佐及び係長の職員のうちから必要に応じて部長が選任します。
- ・「実行委員会」は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 点検・評価

- ・定期的に進捗状況の把握を行い、「実行委員会」において点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

- ・計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌やHP等により公表します。

第2次阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発 行 平成26年7月

企画・編集 阿蘇市 土木部 住環境課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1

電話：0967-22-3169（直通） FAX：0967-22-3115（直通）



阿蘇市の市章は全国 1,783 点の応募の中から選出され、阿蘇市のローマ字の「A」「S」をモチーフに、阿蘇市の基本理念である「緑いきづく火の神の里」のイメージを表し、阿蘇市の魅力と活気あふれる繁栄発展を表現しています。
(平成 16 年 11 月 22 日制定)